

Tokyo Taiju

大樹

Law offices

NO.58



皆様お元気で、新しい年をお迎えになったことでしよう。
毎年のことですが、昨年も
様々なことがあります。と
くに、悲しいことに事務所の
柱であった榎本弁護士を失つ
て、会員定離の現実を痛感し、辛い思いをしました。
でも、沈んでばかりはいられません。別れも人間社会の
現実です。これにどのように対応するか、これも事務所の
復元力を問われる課題の一つです。

相談や依頼に来られる方々の、それぞれの生活がかかっ
ている事件やご相談の内容をお聞きして、その方(かた)の
生活や価値観にもつともふさわしい選択を行って、その実
現に努力することは、弁護士の大きな役割です。課題をど
のように理解して、いかなる方法をとるか、弁護士は、職
業上の立場から見て、常に評価・選択をしながら、同時に
進路の方針付けの適正を図りつつ、相談・依頼される方と
ともに歩むことを願っています。

会員定離ではあっても、いやむしろそうであるだけに、「一
期一会の大切さも身にします。様々な変化にくじけず、
冬の厳しい季節にも、遠からず来るであろう春を待ちなが
ら、平常心で誠実な仕事を進めたいものです。
今年も、よろしくお願い申し上げます。

皆様お元気で、新しい年をお迎えになったことでしよう。
毎年のことですが、昨年も
様々なことがあります。と
くに、悲しいことに事務所の
柱であった榎本弁護士を失つ
て、会員定離の現実を痛感し、辛い思いをしました。
でも、沈んでばかりはいられません。別れも人間社会の
現実です。これにどのように対応するか、これも事務所の
復元力を問われる課題の一つです。

相談や依頼に来られる方々の、それぞれの生活がかかつ
ている事件やご相談の内容をお聞きして、その方(かた)の
生活や価値観にもつともふさわしい選択を行って、その実
現に努力することは、弁護士の大きな役割です。課題をど
のように理解して、いかなる方法をとるか、弁護士は、職
業上の立場から見て、常に評価・選択をしながら、同時に
進路の方針付けの適正を図りつつ、相談・依頼される方と
ともに歩むことを願っています。



冬來たりなば春遠からじ
—平常心で仕事を

弁護士 松浦 基之

TOKYO 大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目26番1号 長田屋ビル5階
TEL 03-3354-9661(代表) FAX 03-3354-3324

崩れ落ちた家屋、雨漏りが続く屋根、湿った畳の上に散らばった写真や似顔絵、動物に荒らされた店舗、雑草の生い茂る田畠、教室に残されたかばん、校庭に放置された自動車、建物に突き刺さった船舶、そして、どうまで行つても音のない街並み…。

これは、福島第一原発事故直後のテレビ映像ではなく、二〇一二年五月に浪江町（なみえまち）の現地調査をしたときの様子です。一年以上経過しているにもかかわらず、ほとどり「そのまま」の状態でした。

福島県双葉郡浪江町は、福島第一原子力発電所の北から北西へと位置し、双葉郡八町村のなかで人口・面積ともに最大の自治体です。そして、この原発事故の影響を最も受けた自治体のひとつです。

町民約二万一〇〇〇人は四六都道府県に避難し、浪江町の小学校に通っていた児童五七人は三五人が県外に、一九二人が県内二〇か所の小学校に転校しました。避難の過程で、大家族は核家族に分けられ、単身世帯が倍増し、家族の離散が生じました。高齢者は早期帰還を望

み、子育て世代は帰郷に躊躇し、家族間・世代間の分断も生じました。ある日、突然、生活基盤である住居が、職場が、田畠が、学校が、病院が奪われ、家族、友人、同僚、そして地域から、物理的にも、精神的にも引き裂かれたのです。

また、時間が経過するごとに、バラバラな状態のまま固定化が進み、弱い立場の人ほど過酷な状況に追いやられていました。避難先で孤立し、いじめや嫌がらせを受けたり、病気を悪化させたり、認知症が進んでしまう人もいます。生きがいを失った高齢者は、数人集まるといつも「早く死にたい」と話していると聞きました。いつまで続くのかわからぬ不安の中で、寒くて、孤独で、窮屈な避難生活を強いられています。

浪江町は、このような町民の状況を放置できない、町民に共通する被害状況を代弁し、被害回復の先頭に立つことこそが必要であるが、二〇一二年五月に、町民の代理人となつて原発ADRの集団申立を行いました。この集団申立には、町民の七割以上が参加しており、私も支援弁護団の一員として活動しています。

福島第一原発事故は、日本近代史上最大の公害事件とも言われます。長年、公害事件に取り組んでこられた榎本先生の遺志を胸に、浪江町民をはじめ原発事故被害者の被害回復に向けて精力的に活動していきたいと思います。

『血縁が無くとも、父と子』

事件報告
最高裁逆転勝利決定のご報告

弁護士 岩田 整

一組の男女が結婚し、そして、子を授かりました。ところが、出生届を提出した役所では、「あなた(夫)には子を作る能力がないのだから、父親に成りえません。」との如きの言葉では、父は不詳とするしかありません。なぜか途方に暮れてしまいました。

このようないに遭つた前田さん(通称名)夫妻が、この事件の依頼者です。夫である前田良さんは、身体の性と自認する性が一致しない性同一性障害者です。彼は、二〇〇四年に施行された性同一性障害者特例法に基づき、性別の取扱いを女性から男性に変更することができ認められ、晴れて、妻と結婚したという経緯があります。その後、前田さん夫妻は、子をもうけることを決意し、第三者の精子提供を受けて、男の子を授かりました。

ところで、民法は、「妻が婚姻中に懷胎した子は夫の子と推定する」と定め、血縁を法律上の父子関係の要件としてしません。この民法の規定を適用すれば、良さんは、父と認められることになるはずです。しかし、法務省の指示を受けた役所は、これを拒み、この子の父は不詳である、としたのです。

前田さん夫妻の訴えは、シンプルです。夫である良を息子の父と認めてほしい、生まれつきの男性が不妊治療で第二者の精子提供を受けた場合には実の父と扱われるなどと比べて不適に差別されていい、とうものでした。

東京家裁、東京高裁は、役所の処理が正しいとし、前田さん夫妻の訴えを退けました。

しかし、最高裁は、二〇一二年二月一〇日、良さんと息子さんとが実の父子であると認めました。最高裁は、誰もが自認する性に基づいて社会生活を送ることができます。最高裁判決によると、「性同一性障害者特例法の趣旨を尊重し、性別の取扱いを変更した男性についても、生まれつきの男性と同列に、民法を適用すべきである」と判断したのです。最高裁は、性や家族の多様性を尊重し、少數者に対する不当な差別を許さなかつた、そう評価できると思します。また、最高裁が法律上の父子関係は血縁だけで決まるわけではないということを明確に示しました。

それでも、大きな意義を持つことだと思います。

それにしても、息子さんは早や四歳。長い年月、前田さん家族は、闘つてひられたのです。この間に、前田さん夫妻は次男を授かりました。良さんは、一人の息子さんを風呂に入れることが口課の一つだそうです。ネット上で、良さんの育児日記を見るど、ご家族の生活の様子の一端を知ることができます。

良さん曰く「息子の父は僕だけ」。

その通りです。これが通らない」とがおかしかったのだと思います。

崩れ落ちた家屋、雨漏りが続く屋根、湿った畳の上に散らばった写真や似顔絵、動物に荒らされた店舗、雑草の生い茂る田畠、教室に残されたかばん、校庭に放置された自動車、建物に突き刺さった船舶、そして、どうまで行つても音のない街並み…。

これは、福島第一原発事故直後のテレビ映像ではなく、二〇一二年五月に浪江町（なみえまち）の現地調査をしたときの様子です。一年以上経過しているにもかかわらず、ほとどり「そのまま」の状態でした。

福島県双葉郡浪江町は、福島第一原子力発電所の北から北西へと位置し、双葉郡八町村のなかで人口・面積ともに最大の自治体です。そして、この原発事故の影響を最も受けた自治体のひとつです。

町民約二万一〇〇〇人は四六都道府県に避難し、浪江町の小学校に通っていた児童五七人は三五人が県外に、一九二人が県内二〇か所の小学校に転校しました。避難の過程で、大家族は核家族に分けられ、単身世帯が倍増し、家族の離散が生じました。高齢者は早期帰還を望

み、子育て世代は帰郷に躊躇し、家族間・世代間の分断も生じました。ある日、突然、生活基盤である住居が、職場が、田畠が、学校が、病院が奪われ、家族、友人、同僚、そして地域から、物理的にも、精神的にも引き裂かれたのです。

また、時間が経過するごとに、バラバラな状態のまま固定化が進み、弱い立場の人ほど過酷な状況に追いやられています。

浪江町は、このよ

うな状況を放

置できない、町民に共通する被害状況を

代弁し、被害回復の先頭に立つことこそ

が必要であるが、二〇一二年五月に、町

民の代理人となつて原発ADRの集団申立を行いました。この集団申立には、町民の七割以上が参加しており、私も支援弁護団の一員として活動しています。

福島第一原発事故は、日本近代史上最悪の公害事件とも言われます。長年、公害事件に取り組んでこられた榎本先生の遺志を胸に、浪江町民をはじめ原発事故被害者の被害回復に向けて精力的に活動していきたいと思います。

浪江町は、このよ

うな状況を放

置できない、町民に共通する被害状況を

代弁し、被害回復の先頭に立つことこそ

</div

Lawyers column

五歳の息子は大相撲にはまっている。十両と幕内の力士の出身地、所属部屋だけではなく、行司の名前と順番も覚えていて、その物まねをしながら人形相手に相撲ごっこを繰り返すほどの熱の入れ様だ。そのことを話すと、懇意にしているM弁護士から「西園のちゃんこ屋で新年会をやろう」とお誘いを受けた。ちゃんと屋は旧宮城野部屋の稽古場を改装したもので、店内には土俵があり、これを取り囲むように客席が配置されている。初場所初日あとで店は満席。その雰囲気に息子は大興奮！ 料理はそつちのけで土俵に上がり、横綱土俵入りを始めた。

その姿を糸に感じたのか（哀れに思ったのか）仲居さんが「実は、相撲解説を終えた舞の海さんが個室に来てるよ。会いたい？」と声をかけて下さった。他のお客様がすべて帰った後、個室から出てきた舞の海と面会。一緒に写真を撮って欲しいとお願いすると快諾してくれた。それから息子は相撲解説にも異常なまでの闘心を寄せ始めた。

人の出会いが好奇心を触発し、その好奇心の赴くままに一つのこと集中していく。子どもに学ばれたことは多い、かな？

銀座眼科事件は全面解決しましたが、昨年二月四日、消費者庁は、レーシック手術を受けて過矯正による遠視や、頭痛や吐き気、乱視、光をまぶしく感じる「トライアイ」目の痛みなどの症状が発生しているケースがあることを発表しました。そして、レーシック手術ことは々なりリスクが伴つにもかかわらず、患者が医療機関から十分な説明を受けていないおそれがあることを指摘し、レーシック手術を安易に受けることを避け、リスクの説明を十分受けることを提唱しました。これに伴い、医療問題弁護団では、この問題に対応する弁護団を新たに結成し、取り組んでいくことになりました。私も銀座眼科事件に引き続き、レーシック手術の問題に取り組んでいきます。

●編集後記

「大丈夫だよ。きっとうまくいくよ」と、榎本先生の魔法の言葉でした。公私ともにお世話になりました。先生の温かい接する事が出来なくなつた今、この言葉を思い出します。（水野）



ホームページはこちらです。 <http://www.tokyotaiju.com/>

息子と大相撲

弁護士 井堀哲



五歳の息子は大相撲にはまっている。十両と幕内の力士の出身地、所属部屋だけではなく、行司の名前と順番も覚えていて、その物まねをしながら人形相手に相撲ごっこを繰り返すほどの熱の入れ様だ。



銀座眼科事件全面解決と レーシック弁護団結成の ご報告

弁護士 安孫子 理良

銀座眼科のレーシック

手術による集団感染事件が、二〇〇九年の被害発覚から四年後の昨年、溝口朝雄医師の医師免許が取り消されたことで、全面解決しました。民事事件についても、一昨年七月に訴訟上の和解が成立し解決していました。思えば、私と銀座眼科事件の関わりは、集団感染発覚以前の一〇〇七年に先行事件の相談を受けたことから始まります。一〇〇八年にその事件の証拠保全手続で銀座眼科の中にも立ち入りました。それから集団感染の発覚、先行事件の緊急提訴、弁護団の結成と事件は展開していく、長い付き合いとなりました。

▼地方都市に住む老父母が「駅前にあつた唯一の百貨店が無くなつて贈答品や化粧品が買えなくなつた」と嘆く。ネットショッピングや通販での購入が当たり前になつても、それができなかつたり、品物を手に取つて、あるいはどうしても試して買いたい人もまだ多いはず。私もネットショッピングにはかなりお世話になつてきましたが、時間の余裕ができ、ようやく吟味して買い物ができるようになりました。（藤原）

●事務局 ちょっとひとこと

二年前、職員募集に応募した際、ホームページ掲載の詩を見て温さを感じ、応募してみようと決めたのを覚えています。榎本先生の「舞儀での松浦先生の弔辞で、その詩が榎本先生が作られたものだと知りました。私自身はお仕事をお手伝いできる機会もほとんどありませんでしたが、今でも先生が榮かれた、その枝葉や根にずっと守られて、繋がっているのを感じます。（タ）



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分